

のと對しよ的である。(2)法律改正委員會にはくわしい報告書があるため、改革事項についておそらく一般國民の批判をえやすいこと。新法には條文の見出しがあり、しらべだしに便利であること(もつとも、これはヨーロッパ・アメリカ諸國では常識である)。なども、

わが國における法の改正または立法に教えるところがある。

かくして、法律改正委員會の報告書と議會の起草者の法案との關係は、從來のままでよいであらうか。否。報告書が議會に提出される前に、委員會が法案の文句をその意図どおり嚴密に添削しうるようだに、改革すべきであろう。あわらん委員會は、議會の起草者と機能を同じくしないけれど、法案が、委員會の意向とくじかがつてゐるところがおうおうにしてあるからである。

(III) cf. Winfield, in Interpretations (op. cit.) 788.

ロシヤ《亡命會社》の 法人性(三・完)

岡本善八

(同志社法學第二號所收)
(同志社法學第三號所收)

二 ロシヤ《亡命會社》の法人性決定の準據法
(同志社法學第三號所收)

三 ロシヤ《亡命會社》の法人性
(十) フランスの判例の概觀
(十一) フランス支店の法人性

(十二) 狹義の《亡命會社》の法人性
(十三) 各國に於ける法人性

(以上本稿所收)

十

ロシヤ《亡命會社》が革命の混亂を契機として發生した社會基盤及びそれらに對する司法的監督ともじつづき法人性の決定付けに先立つ國有化布告に對する各國の判例の態度について既に概観したのであるが、最後に本稿の主題ともいふべきロシヤ《亡命會社》の法人性を既に述べた如く特にロシヤと密接な關係を有していたフランスの場合に中心をおきつて考察を進めたい。

ヘーフランヌに於ては既述の如く外國無名會社については一八五七年五月三十日法が存して いたのであるが、之を考慮するならばロシヤ會社が消滅し且つソヴェト法が清算のための如何なる存在をも許容するものでないことが認められねばならない。即ち國有化法によれば沒收があるのであるから

恰も清算に該當する過程は直ちに成就せられてゐると共に、ロシヤ帝國法により付與せられた法人格を消滅してゐるからである。

然しながら判例はこのような形式論理的な觀點より解決する事を欲せず多分に實際的局面に顧慮を用いた。即ちそれはハドである、會社が通常の營業活動を行つてゐる場合にはもとよりその法人格は設立國の法によることにより解決せられる。然しながら解散後に於て清算のための財產に關してのみ問題が生ずる場合に於ては、此の資產が放漫に處理されず從つて清算のための人格の必要については所在地法 *lex rei sitas* が干與すべからぬものである。即ちフランス法の干與による法人の存在によつて或は第三者が個人的組合でなく正に會社自身を追求し、或は會社資産の分離による會社資產に對する債權者の優先性等特定の目的のために充當せらるべき會社資產を公的信用の見地に於て保護し得るとするのである。然しながら此の法的措置を基礎付ける理由が同時にその限度を示してゐる。即ち會社がその資產をフランスに於て保有しないふりとを以ての條件とするわけである。これが大審院審理局 *Chambre des requêtes* により一九三三年七月四日の判決に示された原則である。《ソヴェト布告によるロシヤ會社の禁止は會社資産の若干の要素が存續し得ることを妨げるものではない》然しながら《そのフランスに於ける再建があるか否か》の問題に於ける人格化を許すような事實的存在を有した、

その限度以上にそれらを再興せしめるとか持続せるとかいづのせフランス裁判管轄には屬しない」とある。^{註52}

ルによつてロシヤ會社の活動の活潑性を考慮する場合に於ては《解散がロシヤ會社の存在を全く抹殺するものではなくて、フランスに於ては債權の取立及び債務の支拂等清算の必要に對して存續が認められねばならない》とするフランスの法理は一見簡単に見えるのであるが、實際には可成りの技術的困難を伴つてゐる。従つてその事の考察のためには次に述べる如く個々のロシヤ會社に就ての分析を必要とする。

註53 Req., 4 juillet 1933.

註54 Bordeaux, 2 janvier 1928, Paris, 13 juin 1928.

十一

第一類型=フランスに於て組織を持つ會社——ロシヤ會社の支店。之に屬するものとしては特に本店の取締役・書類・勘定簿・母會社の資產の一部を保持するロシヤ會社のフランス支店とすべき他の支店とも一應獨立にフランスに於て再建を企圖し、裁判所の監督の下に株主總會を招集し活動を繼續しようとしたロシヤ會社の一種に分つことが出来るが然じより多數を示すものはその前者である。

之に属するの如きのようないわゆるフランス支店は、傍系會社として活動してゐたのではなく、本店勘定に從屬してゐたのであるからあくまでも獨自の法人性を有する譯ではない。逆にその母會社

の解散によつて支店の資格としての如何なる存在も持たない。この二つの事からしてこの在外支店について次のようない重要な結果をもたらす。即ち第一に在外支店が独立性を帶びるに至ること、第二はそれが事實會社と解せられる性格を帶びること、この二點である。

即ち先づ亡命會社の支店は母國本店えの從属性を斷ち切る。従つてそれはそれが活動している國の法によつて認められた限度に於てのみその固有の生命を持つと考えられる。更にそれと共に當該支店は母會社の他の如何なる在外支店に對しても獨立である。」の意味に於ては支店『Les succursales』は Lerebours-Pigeonnier の言の如く『樹幹の上に成長した枝』である。樹幹が死ぬならばその枝は死ぬ。その枝の一が移植により生命を得るとしたならば他の枝はその時以來別個の生命により生かしているのであるからその恩恵を受けない』わけである。かくしてロシア會社のフランス支店は『事實會社』sociétés de fait として性格付けられるに至る。爾後『事實會社』を統制するために適用されるべきものわたりフランス法である。こゝに於てわ異常な干渉により公序を理由として通常適用さるべき法を排斥しようとするのでない。舊ロシ

無効となる場合を除いて、その會社が違法を理由として無効となる場合は『事實會社』の存在を認められる。然しそのより強い存在理由わそれがロシア會社であつた時に合法的であつた事・それが殘存していること・それにも拘らず外的事情が通常の活動を妨げていることが擧げられよう。而して又ロシヤ會社及びその經營者わボルシェヴィキ革命により不可抗的な立場に置かれたものである事を考慮する必要がある。從つて經營者が到達しようとした目標わその手段の違法を餘り強く考えないならばそれ自身は惡でわないことを考えねばならないとこうのである。

右のようなロシヤ會社に對する『事實會社』としての性格付けは次のような重要な結果を生ずる。

(1) 判例が原則として考慮に入れた第一の結果は定款の適用である。會社が明らかに違法である時に於ても定款或は寧ろ定款の希望が適用せられた。それは不可抗力が嚴密な適用を不可能ならしめた事を考慮に入れる必要があるからである。これわ一九一七年より清算に至るまでに爲された經營者の大部分の行爲を有效ならしめる。然しより重要な論點は次の點である。

(2) 判例に從えば『事實會社』は或種の法人格を有する。母會社に附着していた舊法人格は消滅したのであるが、一九一七年以來のフランスに於ける『事實會社』の新性格はその會社が設立契約自體の重大なる違法性によつてその會社が

新しい法人格である。然るに此の事實會社は既に合法的な會社を前提としている。それわ起源に於て違法的なものではない。事實會社の資產は本來的には合法的な會社に屬している。ところが新人格の付與は舊人格の禁止の結果であり、事實會社わ合法的な會社の持續でわないと考えられているのであるから、こゝに一九一七年以來の母國會社と支店との法人格の分離に拘らず債權者は如何なる限度に於て事實會社の資產をその擔保と看做し得るかの問題を生ずるのである。

一九一七年以來支店わ新法人格を持つたのであるが、然しこの法人格の獲得わ新會社と舊會社の資產の分離を惹起するものではない。従つてこの點を在外支店の新法人格及び事實會社による合法的會社の繼續といふ二點に於て更に追求することを必要とする。

(一) 事實會社と看做された支店の法人格の限界性——この事實會社の内部的性格に就ては、その構成員中に於てわ會社設立契約が依然として效果を持ち従つてそれに對して定款が臨時に適用され續けることわ既に述べた。

この外部的效力についてわそれが第三者に對して而も第三者に對してのみ適法と看做される。會社わ法人格を有するが、然しそれわ第三者の利益の限度に於てのみである。換言すれば第三者が常に構成員に會社の不適法を主張し得るけれども、逆に構成員わ決して第三者に對してその不適法を主張し得ないということになる。かくて『事實會社』の法人格の

概念わ獨自的性質を示すのであるが、それが通常の法人格に比して會社に對して不利をもたらすものではなことはいうまでもなからう。^{註56}

(二) 事實會社による合法會社の持續——この事實會社の舊合法會社に對する關係の問題わ清算によつて生ずる困難の解決に對して主要な利益をもつてあるが之わ多分に論議の餘地が存する。即ちこゝに於て考察を必要とするのわ一九一七年を契機として相對する兩會社の資產の關係である。一九一七年以前に於てロシヤ會社わ多數の外國人債權者及び株主より成り若干の資產を有していたのであるが、一九一七年以來可成りの資本がロシヤより在外支店えと逃避し而してそれらわ營業地に於ける活動を通じて新しい債務を負擔すべき契約を締結したのである。かくて事實會社の資產わフランスに現存し事實會社に關係ある株主に對して留保せられるのか、或わ逆に一九一七年以來音信不通のソヴェトその他の株主わ権利を行使し得るのであるか、一九一七年以後の新債權者わ事實會社の資產に對し権利を持つか否か等々の諸問題換言すれば兩會社の資產わ分離したのか結合したのかという問題が生ずる。

この問題わ直ちに斷定し難いのであるが、要するに『事實會社』わ獨立の資產を有しないけれども獨立の法人格を有するものが概ね妥當な解釋であると考えられているようである。この資本の連續性の論據わ次の點にある。即ち(1)事實會社わ

ロシヤに於て形成せられた資本によつて存在するのであるから一九一七年以後の債権者丈が一九一七年以前に大部分形成せられた資産に對する權利を有するのれ正當でない。④事實會社に對して判例も示す如く債務者がすべて責を負つてゐるのである以上舊會社^{註5}の債権者も事實會社の資産の上に權利を有するといつてある。かくの如く新舊債権者わ競合して會社資產に對し得るのでありそこに事實會社と舊會社の資產の一體性が認められるのであるが、それにも拘らず法人格わ原則として獨立性を保持する。即ち一九一七年ロシヤ會社の解散即ちフランスに於て認められた限りの解散わ支店が支店の名に於て有していたすべての存在を失う。母會社との關係及び他の支店との關係わ一九一七年に於て消滅するのであるからもはや他の在外支店により生ぜしめられた負債にてわ責任を負わない。更にそれわ營業地國の法が認める限度に於て第一の生命を得、『支店』とわ異つた名稱に於て存續する。固然しながらこの法人格の獨立性わその特殊的事情即ち舊法人格の禁止の結果事實會社の資格に於て獲得せられた結果第三者の利益と云つて限度によつて限界付けられる。第三者に對して會社わ合法と考へられるのであるから舊債権者が變らす且つ債務者わすべて會社に對し責があるのであるから舊債権者わその權利を保持していく。

然しながら判例わ必ずしもいのよつた見解をとひず^{註6}の大
多數わ異つた立場をとるが、その非常に重要な判決の一と

して一九三四年六月廿七日^{註7}のヤーベ商事裁判所の判例が擧げられる。そりに於てわ債権者 Deutsche Bank わペトログラード銀行の支拂を請求したのであるが商事裁判所わ容れなかつた。それわ『もしもその支拂充當がペトログラード銀行を目指してゐるならば、ロシヤにかつて存在した無名會社の活動の結果それがフランスに於て得たものわ事實會社の名に於て久あり、かゝるものとしてその會社わ消滅に迄存續したこと更に追求せられて、いふ會社わ支店所在地たるパリに於て活動を續ける事實會社である』ことが留意せられねばならないと述べながら『上述の行爲わその當時未だ存在していない事實會社によつてむなべ舊ロシヤ會社によりなされたり』ことを起すことが便宜である』として單に會社の法人格が獨立であるのみならず一九一七年以前の債権者わ會社資產に何ら權利を有しないもの如く結論付ける間に『事實會社』の概念を用いていふのぢね。

^{註5} Bulletin du Comité D. I. P., 1934, p. 157.

^{註6} 諸 ^{註7} Trib. com. Seine, 12 juillet 1929, Trib. com. Seine, 23 janvier 1934.

^{註8} Paris, 23 avril 1931.

^{註9} Tribunal de commerce de la Seine, 27 juin 1934.

つ會社。一九一七年以來その資産をフランスに移した所謂嚴密な意味での『亡命會社』les sociétés réfugiées の置かれた地位わからぬ如きものであつた。爾來理事者わ合法的といふわけでわなかつたがとも角債權を回収し解散した財産を集めることにより有權者の間に殘餘財産を分配することを計つたのである。このよきな會社の法的地位についてわ、そこに組織が存在しなかつたことに加うるに一般に會社財産の管理が何ら公開的性格を示さなかつた丈にそこに事實會社の性質を認めることが出来ない。逆にいえばそれわロシヤに於て正當に解散したのだからそれはフランスに於ても解散したといふことである。

一般に會社の解散に於てわ、パリ裁判所が一九三五年七月十五日の判決^{註59}に於て示すように若し解散が將來の會社の活動を停止せしめる效果をもつとしても、之に對して過去の行爲を保護し完了するためになされる行爲に關してわその人格わ存續するゝいうのが原則である。従つて々會社の解散わそれに屬する法人格について何らの變化を生ぜしめないのである^{註60}。然しながら正確に言つて、存續する法人格が解散前の法人格と同一であるならば、フランスに於てもソヴェト法によると同様の仕方に於て考察るべきである。ところがソヴェト法に於てわ國有化というのわ單純化されてわいるが一の清算^{註61}『liquidation』であるからロシヤの會社の法人格が清算のために存續するところとわ有り得ない。従つて人わフランス

に於ける法人格の存續を認め得ないことになる。

然しおフランス國際私法の實際に於てわこの種の財産わフランスに於て落着きの國の債權者及び株主が利害關係を持ち從つて公的信用に關係をもつたためにフランス法が干渉しているのであるが、それわ事實會社について分析した所と反対に異常な性格を示す。

判例わロシヤ法について何らふれることなくフランス法のみを適用する事により再構成された會社でも組織化された會社でもないロシヤ會社わフランスに於てわフランス法による以外の清算わ存しないのであるから清算のための法人格を持續し得ると決定する少くともフランスに於てわ社員の資産と區別した會社資産の保全わそれによつてのみ可能と考えるために破産或わ清算のために法人格が必要がある。清算地法が會社所在地に代るのわこの理由による。

このようく『亡命會社』の法人格わ清算のための必要に限られていたのであるが、實際にわ多くの債務が理事者により生ぜしめられるという現象が生じてゐる。こゝに於て既に事實會社について考察したのとわ逆の條件に於て問題が生ずる。即ちこゝでわ一九一七年以前の債權者についてわ問題はないが、解散後のフランスに於て新たに債權者となつた者が會社資產上に權利を持つかどうか或わ會社資產わ舊債權者に對して完全に保全せられるべきでないか問題となるわけである。然し之は當時會社わその所在地を持たず且つ商事會社

の存在に必要なすべてのものを據していたからそれが通常の商業を行ひ得ないし、或わ又理事者が單なる資産の保有者にすぎなかつたからその會社が全く祕密的存続であることを明かにありたところがふう事からして、新しい債權者わたゞ理事者の資産をのみ追求し得るのであつて會社資産は一九一七年以前の債權者に對してのみ保全されねばならぬのである」とが結論付けられる。

註59 Paris, 15 juillet 1935.

註60 Req., 7 mai 1935.

註61 Note Niboyet, sous Req., 2 février 1925.

註62 Paris, 2 janvier 1928, Bordeaux, 13 juin 1928.

東北 Trib. com. Seine, 23 janvier 1934, 21 janvier 1935, Trib. civ. Seine, 9 mai 1925.

III

フランス以外の各國の判例は次の如く類型化し得る。第一類型はソヴェト布告による解散を認めない國に於けるロシヤ會社の法人性。ソヴェトを認めない國に於てわ承認するまでは會社わロシヤ法人格を設立以來と變りなく保持した。

ベルーヤリヤの一九三二年十一月五日の判決、就中べルギーのベルセラセルの判決がこれに屬する。^{註63} 即清算人により行われる資金回収の請求に於て、その清算人の任命わ支店所在地の裁判所により行われたのであり會社所在

地の裁判所によりなされたのでないから無効であると述べてゐる。その理由とするところわ次の點にある。即ち「銀行は正しくペトログラードにその所在地を置いて一九一〇年に設立せられたロシヤ法の會社である。即ちそれが居所を有したのを正しくペトログラードであり、パリの支店わ主要施設の管理者がそこで取引を再開することを述べた後に於ても依然として支店にあるにすれども、それわ定款が會社所在地の移轉を豫想していなかつた限り他のものとなりようがないのである」。従つてロシヤ帝國法の會社が存續してゐるのであり、それに對して不可抗力を考慮するに付を拒み定款を嚴密に適用したのである。尤も此の國に於ける地位わソ聯承認後に於て完全に變ずる、會社わ從つて禁止せられその結果フランスと同様に新しき會社の事實上の再構成を結果する」とになる。

「アメリカ」に於ても同様に「アメリカ法に於て株主の利益となるよう保全せらるべき財産が居所その他に於て存するときは、それわ有效でもなく合法でもない解散とわ關係をもたない。……ロシヤ會社わソヴェト布告が何ら合法的價値を持たない國に於て法人格として常に認められるという意味に於て存續する」^{註64}とせられている。而もこの人格わ清算のための限界を受けすことなく會社わ完全な訴訟能力を持つてゐるのである。そしてアメリカの場合に於てわ特にそれがソヴェト承認後と雖も何ら變更せられなかつた點に注目すべきのが存する。

註62 Cass. Roumanie, 5 décembre 1932.

註63 Trib. civ. Bruxelles, 20 décembre 1934.

註64 Court of Appeal, New York, 11 février 1930

(Pétrogrod Commerce Bank) ペテルガロフの證券例と
ルーマニア Nebolsine, The Recovery of the Foreign
Asset of Nationalized Russian Corporations (1930)
39 Yale L. J. 1130, 及る Hav. Law Rev. Vol.
XLV, p. 1404 等参照。

第一類型=解散の結果を認めた國家に於ける會社の法人性。
くイギリスに於てわあへ因解散の結果を認め會社わ法人
格を喪失し判決わそれに繋げ何であらうと新しん性格が附加
されるじんを拒絶した。その意味に於てフランスに於て考え
られたよつた再構成手段わ見出しえない。かくてイギリスに
支店を有するものなむ命めしゃくに非合法と考えられその行
爲わ無効であり會社わ清算せひるくわあると考えられた。^{註65}

既に述べた如くイギリスの判例わその初期に於て若干の變
動を示してゐるが、ロシヤ會社の法人格不存在の原理が確認
されたのが第1の Lazard Brothers 著 Moscow Industrial Bank 事件 (Lork Scruton) に於てありだ。それわ先
づイギリスに於てわ支店を持たないが債權を有するロシヤ會
社に於てその不存在を宣したのである。然しながら之れ
事件が更に一九三四年十一月に生じた。控訴人わ『會社法
』イギリスに支店を有するロシヤ會社 (例えば Goussakov
事件の如き) 或わフランスに支店を有するロシヤ會社 (例え
る Mulhouse 事件の如き) を一九三〇年に於て會社がイギリ
スにロシヤども支店を有しないの場合と混同すべからずな
い』と述べてゐる。即は一九三一年十一月廿八日の貴族院わ
Lazard Brothers 著 Midland Bank 事件に於ての點をよ
り留出ないしめた。即ち Wright 聰ムれば『證入ふわ外國
に支店・株主・資產等を有するツアーレの銀行の問題を留保し
てゐる。ハゲレニセヨ非存在の會社——もし存在するならば
それは唯設立國の法によつてのみ可能であるから——が如何
にして他の地に於て支店・株主・資產を保持するかを見る』
とわ困難である。然しながらこの場合の銀行わロシヤ以外
に支店も株主も持たなかつたのやその困難な問題に入る」と
を唱んだのである。更に一九三四年控訴院に於ける Russian
and English Bank 著 Baring Brothers 事件によつてそれが
決定付けられた。

かくの如くして同種の事件についての二判例が若し會社の
法人格が設立國の法により終了するならば、それが營業を行
う支店を有していてもその國に於て法人性を失うことを決定
付けた。かくて會社の名に於て支店取締役によりなされる如
何なる訴も提起し得ず且つ會社の存在の終了前にその名に於
て始めるされた訴訟さえ停止せられるに至つた。

事件が更に一九三四年十一月に生じた。控訴人わ『會社法
』第三三八節わ法廷に對してイギリスに於てそれが存在すゝと
を止めたにも拘らず商業を行う未登録外國會社として清算す
る權能を與えてはゐる』。即ちそれわ外國會社の消滅わイギリ

べに支店がある場合にわイギリスに於ける會社を消滅せしめないといつ證據であると主張したが、之に對して控訴院は未登録會社と未登録と考えられる解散會社との間に差異をつけ、會社の名に於て訴を提起し得る未登録會社の清算人と反対に解散せる會社の清算人わ會社が非存在であるからその事をなしえないとしたのである。

ベーディッシュに於てもイギリスとその立場わほシ同一二である。例えば一九三〇年五月廿日の大審院 Reichsgericht 判例む『舊ロシヤ會社の法人格の延長として且の社會的 existence のとして、舊會社の商事活動の追求でなくたゞ在外資産の清算及び分配の継続する』舊ロシヤ會社株主^{註55}によりなされたベーディッシュに存する資產回収の請求を斥けている。即ち『かかる意味に於てドイツの新會社が消滅した會社の權利を保有するのみのとして考えられることがあり得るだらうか。舊外國會社わ存續せず且つ法人格を有する新會社の設立に必要な條件わ見出されないから事實狀態から生じたものわ認め得ない』のである。

更に一九三四年七月十一日^{註56}の判決に於て大審院わ更に明正に『統御の所在地國以外の國の支店わ營業地國に於て獨立の法人格を獲得していしない場合わその法人格に關して基本的所存とその運命を共にする。そじでわロシヤ法に於けると同様にドイツ法に於ても支店と本店との關係わ存する。從つて英國支店(被告)わ消滅して居り、而して母會社が解散した後

にわロシエン支店の部分的能力かひも又商事活動の持續からも支店の法人格の維持を推定すべし理由わなん』とせられてゐる。

ベーディッシュに於てもドイツの場合と同じく連邦裁判所が會社に對して清算會社として事實會社^{註57}に對しげとなる存在を認めぬりとを述べてゐる判例が存在する。即ち『支店の存在わ本店の存在に從屬する。本店が消滅する以上ベーディッシュに於て合法に訴訟し得る支店の存在わ認められなし。何故なら支店わ獨立の法に従つてやわなく連邦裁判所^{註58}わ生じた事實の前に服従しその結果を記録する丈やあらかじめ』

^{註55} Dill Smith, «Situation des sociétés russes en

droit anglais,» Revue internationale des sociétés, 1935, p. 85. Wortley, «La Dissolution des sociétés

étrangères en droit international privé à la lumière des cas des banques russes» B. Y. B., 1933, p. 1.

^{註56} Re Russo Asiatic Bank 1934 メニル^{註59} 著者

^{註57} Chancery, décembre 1931, janvier 1932. (J. Eve) ^{註58} 一九三九年英國會社法參照。

^{註59} ベーディッシュ Goeldin de Tiffeneau, Existence à l'étranger des sociétés russes, Strasbourg, 1928 參照。

^{註60} Trib. féd. 10 décembre 1924, Trib. féd., 6 avr. 1925.